**大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会　令和6年度第2回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和7年1月30日（木）午後1時42分から午後3時20分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　4名

４　審議対象期間　　令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

５　会議の概要　　令和6年度第1回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数2,387件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 随意契約 | 大阪モノレール 門真南駅（仮称）駅舎建設工事 | 8,199,730,000 |
| 委託役務 | 一般競争入札 | 「特定健診未受診者対策支援事業」運営業務 | 438,900 |
| 委託役務 | 随意契約 | 大阪府救急医療情報センター運営業務 | 315,799,500 |

別　添

**≪令和6年度第2回定例会議抽出事案 質疑応答要旨≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【大阪モノレール 門真南駅（仮称）駅舎建設工事】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 不調となった当初の入札における入札金額と、本事案の契約金額では大きな差があるが、どのような理由があると考えているか。 | 本事案では駅舎の柱と梁の鉄骨を工場で製作した上、トレーラーで現場に搬入して組立てる必要があるが、この見積り部分で差異が生じている。また、現場は道路が輻輳しており、夜間工事の時間は受注後に関係機関との協議を経て決定されるため、入札参加者が道路の通行止めの時間が短いと想定すれば入札金額は高くなる傾向がある。 |
| 本事案の予定価格を設定する際、参考見積りは徴取したのか。また、道路の通行止めの時間が想定より短かった場合、受注者は契約変更の申し出ができるのか。 | 本事案において参考見積りは徴取していない。困難な現場で特殊な機械を要する場合などは徴取している。また、実際の通行止めの時間が仕様上の想定より短くなるなど、受注者の責めに帰さない事項は変更契約の対象となる旨を設計図書等に明記している。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 今後も本事案のような狭隘な場所での施工が控えているため、標準的な積算で対応が可能か精査し、現場条件等を想定した上で発注していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、当初入札において、入札金額が予定価格を大幅に上回り、再入札においても全者辞退となったものであり、本来であれば、再積算の上、再度の入札となるものであるが、隣接地で高速道路工事を行っている事業者が架設工等の経費圧縮が可能であったことから、当初入札と同条件で随意契約を行ったものである。予定価格と入札金額が大きく乖離した原因は、施工場所が主要道路の結節点であり、狭小かつ輻輳した状況であることから、夜間工事となるものの、当該夜間工事が可能な時間は、警察協議のため、事前に確定できず、標準的な積算となり、事業者が想定した夜間工事に係る積算額と乖離したことである。これらの施工時間は、不確定要素があるため、特記仕様書において、変更があった場合の設計変更の対応も記載しているものであるが、事業者から見れば、不確定要素でありリスク要因となっていたと考えられる。本事案は、府民にとっても極めて重要な交通インフラの整備事業であり、このような重要な建設工事の入札が不調となることは、無理な工期短縮による品質低下や物価高騰による工事費の上昇を招く恐れがある。このため、入札にあたっては、出来る限り不確定要素などのリスク要因をなくすとともに、特殊な条件などがある場合には、参考見積りにより実勢価格を設計金額に反映させるなど、適正な設計金額の積算に努めていただきたい。 | |
| **【「特定健診未受診者対策支援事業」運営業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 落札率が非常に低いが、この入札金額で必要な経費がまかなえているのか。また、このような低い金額とした理由は何か。  　受注者に対し、業務別の金額内訳等を求めていないのか。また、受注者にはノウハウがあるというが、どのような実績があるのか。  今後に向けて改善方針等はあるか。 | 受注者は、仕様書をもとに工数を積算してこの入札金額とし、ノウハウがあるため実施コストが削減できたとのこと。また、本事案を通じ市町村の声を直接聞くことができるため、自社サービスの開発に有意義であるとともに、今後の受注に向けた開発の先行投資としても捉えているとのことであった。  　仕様上、契約金額の内訳書を徴取することになっていないが、業務計画書の提出を求めて当該金額で履行可能かどうかを確認した。また、受注者は他府県の同種業務を受注し、適切に運営したという実績がある。  　今後は、受注者との契約締結時に、契約金額内訳書の提出を求め、低価格であっても履行可能であるかを確認するなどについて検討したいと考えている。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、落札率が5.3％と非常に低価格で落札されたものである。受注者からの聞き取りによると、本事案と同種の業務の受注実績やノウハウがあり、コストを削減した履行が可能とのことであった。このほか、低価格での入札の意図として、本事案を受注すれば、後続の同種業務や他の発注者からの業務の受注を期待できるという、いわゆる「先行投資」としての趣旨もあると述べている。また、発注所属からは、本事案における履行状況についても良好であるとのことである。しかしながら、現行の入札方法であれば、不当廉売行為によるものについて、結果的に受け入れたり、公契約として必要な公平性が確保された公正な競争が阻害される恐れがあるのではないかと考える。公契約として、公平性、公正性を確保した競争による適正な価格での契約という観点から、少なくとも契約単体として経費が契約額を上回るものは避けるべきと考える。このことについては、府庁内でも様々な議論があることと思われるので、全庁的な課題として検討していただき、府民から信頼されるより良い契約制度としていただきたい。 | |
| **【大阪府救急医療情報センター運営業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 医療機関の情報を案内する本事案をシステム開発事業者に随意契約で発注している理由は何か。  　本事案は様々な業務で構成されているにもかかわらず、仕様書が簡素な内容となっているが、これで受注者は対応できるのか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本事案は24時間365日、府民等に対し正確な情報提供を行う必要があり、問題が生じた場合に責任を持って対応してもらうよう、救急医療情報システムを開発した事業者に発注している。  　業務の運営に当たっては、システムを充分に理解した上で操作する必要があるため、業務マニュアルや必要な資料等は、府と受注者とで協議、調整しながら作成し、各業務担当者に共有されている。  　仕様書については、業務内容を網羅するように改善したい。また、救急医療情報システムの更新時期に併せて、業務内容の変更について検討し、適切な発注が行われるようにしたいと考えている。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、救急医療情報システムを構築した事業者に対し、当該システムを活用した案内業務や医療機関への支払業務等を随意契約により発注したものである。本事案は、平成25年度より現行の事業者と契約しているものであるが、それ以前の契約において再委託先であった現行事業者の業務実績、ノウハウ等も考慮して契約の相手方としているとのことである。本業務は、府内の医療機関の応需情報をリアルタイムに府民に提供する必要があることから救急医療情報システムの情報管理の仕組みなどの知識があることのメリットは理解できる。しかしながら、本業務の主業務である府民への医療情報の案内業務は、ほぼ全て再委託の事業者が行っていることや府が契約する際の業務仕様書には、各業務の内容や手順も示されていないことから、本業務の契約内容が適正かどうか判断できていないのではとの疑念は残る。公契約における発注の基本は競争入札であり、随意契約を行う場合には、業務内容を精査し、必要な仕様をとりまとめた上で、性質又は目的が競争入札に適さないことについて判断すべきである。本案件については、今一度、業務内容、仕様、手順を整理し、契約のあり方を検討していただきたい。 | |

**≪令和6年度第1回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【一級河川 箕面川外 河川美化業務（単価契約）（R6池田土木事務所）】** | |
| 講　　　　　評 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| ・本事案は、落札率が8.14％と非常に低価格で落札されたものである。落札率が8.14％という結果から、当該契約は原価を下回る対価でのサービス提供と考えられ、これについての正当な理由が明確ではないことから、いわゆる「ダンピング」受注であると受け取られかねない。  ・ダンピング受注は、他の事業者を排除することなど、事業継続を困難にさせるおそれがある行為であり、これに対する対策を怠り放置することは許されない。  ・本事案のような予定価格と著しく乖離するような低価格での受注において正当な理由が説明できなければ、府がダンピングを容認したと誤解されかねず、結果的に府の信頼性を損ねることとなる。  ・府は、単なるコストの削減を求めるのではなく、適切な金額により契約するとともに、受注者には対価に相当する品質が確保された履行を求めることが必要であり、これらに反する契約とならないように対策を講じられたい。 | ・委員から指摘のあった「対価が原価を下回ると考えられるような契約」の排除を前提とした次のような都市整備部独自の取扱いについて検討した。  　⇒事後審査において対価（労務単価）が適切であるか  　　審査し、対価（労務単価）が原価を下回るような  不適切な契約を排除する方法  ・しかしながら、以下の理由から導入について見送ることとした。   1. 本独自の取扱いには複数の問題点（労務単価が原価を上回ったとしても、労務単価以外の単価が著しく低く設定されることで、総価が従前と同じように抑えられてしまう恐れ等）があり、その解消が困難なこと。 2. 部内の関係者会議において「都市整備部独自の取扱いを導入するよりも、他業種や他業務で導入実績がある最低制限価格制度の方が企業の理解を得られやすいため望ましい。」という意見を受けたこと。   ・続いて、委員からの指摘事項の解消が見込まれる最低制限価格制度について、導入に向けて調整中。今後、最低制限価格を設定するにあたり、令和７年度の入札契約状況や履行状況などを検証の上、都市整備部において案を整理し、制度を所管する部局と協議（導入の必要性の整理、最適な最低制限価格の設定方法等の精査・検討・調整等）を行っていく。 |
| 〔質疑応答〕  ・最低制限価格制度の導入に向けて進めているという理解でよいか。 | ・そのとおりである。 |